

那須塩原市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

新型インフルエンザ等対策の総合的推進

目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

基本方針

- 対策の迅速かつ柔軟な実施……5段階の「発生段階」ごとに具体的な行動を示し、ウイルスの特性を踏まえた国の「基本的対処方針」に対応する
- 社会全体が一丸となって取り組む……発生時の影響は社会全体に及ぶため、全ての主体が一丸となって対策に取り組む必要がある(役割を明示)
- 複数の対策をバランス良く実施する……多面的な対策を様々な視点でバランス良く組み合わせて実施(主要5項目における具体的な行動を提示)

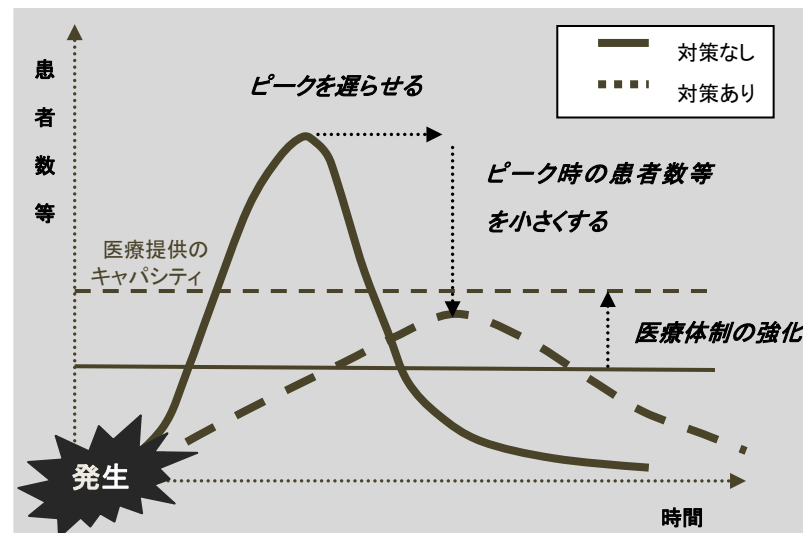
実施上の留意点

- 市行動計画の性格
- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存
- マニュアルの作成

発生時の被害想定

国が政府行動計画で示した被害想定を、本市の人口規模に当てはめるとおおよそ次のとおりとなる

| 外来患者数 | 分類 | 入院患者数 | 死亡者数 | 致死率 | 過去の事例 |
|-------------|-----|-----------|---------|-------|-------------|
| 約 13,000 人 | 中等度 | 約 490 人 | 約 160 人 | 0.53% | アジアインフルエンザ |
| ～約 24,000 人 | 重度 | 約 1,840 人 | 約 590 人 | 2.0% | スペインインフルエンザ |



各主体の役割分担

| | | |
|--------------|---------------------------|-----------------------------------|
| 1 国 | 地方公共団体等を支援し国全体として万全な体制を整備 | |
| 2 地方公共団体 | 県 | 特措法、感染症法に基づく実施主体としての中心的役割 |
| | 市 | 情報の提供、相談対応、予防接種、火葬体制の確保、要援護者の支援 等 |
| 3 医療機関 | 院内感染対策や診療継続計画の整備 患者の受け入れ | |
| 4 指定(地方)公共機関 | 業務継続計画の整備 新型インフルエンザ等対策の実施 | |
| 5 登録事業者 | 業務継続計画の整備 新型インフルエンザ等対策の実施 | |
| 6 一般の事業者 | 職場における感染拡大防止策の実施、一部事業の縮小 | |
| 7 国民(市民) | 個人レベルの感染対策の実施、生活必需品の備蓄 | |

市行動計画の主要項目

- 1 実施体制、
- 2 情報提供・共有、
- 3 まん延防止、
- 4 予防接種、
- 5 住民生活及び地域経済の安定の確保

行動計画の作成

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

世界的な大流行による大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が懸念される新型インフルエンザ等に対し、感染症法と相まって国全体としての体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るもの。

対象疾病

新型インフルエンザ等...

- 新型インフルエンザ
- 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ
- 新感染症

市における行動計画の作成

市では、市民の健康を守り、安心安全な生活を確保するため、2009年に、「那須塩原市新型インフルエンザ行動計画」を独自に作成し、ガイドライン、マニュアル、業務継続計画等を整備して対策を推進してきた。

今回、特措法に基づく新たな行動計画として、国や栃木県の行動計画の内容と整合して作成し、市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、市として実施すべき具体的対策を確立するもの。

各発生段階における対策

(注)発生段階は、あくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択して、実施

緊緊急事態宣言時のみ、必要に応じて行う措置

| 項目 | 段階 | 未発定期 | 海外発定期 | 発生早期(国内・県内) | 県内感染期 | 小康期 |
|------------------|---------|--|---|--|-------------------------|------------------------------|
| | 行動目標 | 対策の構築と準備 情報収集 | 県内発生に備えた体制 整備 | 市内での感染拡大をできるだけ 阻止 | 健康被害の軽減 社会機能への影響の最小化 | 社会機能の回復及び流行の 第二波に備えた対策の評価 |
| 1 実施体制 | 対策本部 | 本部設置前は市対策会議において対策を決定 | | 緊 特措法に基づく市対策本部の設置 | 緊急事態措置の中止 | |
| 2 情報提供・共有 | 相談体制 | 健康増進課の相談窓口にて実施 | | | | |
| | 情報提供・共有 | 市民等への情報提供、各主体との情報共有・連携体制の構築と実施 | | | | |
| 3 まん延防止 | 感染対策 | 手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人ごみを避ける等の基本的な感染対策を周知し、理解促進を図る | | | | |
| 4 予防接種 | 特定接種 | 特定接種の実施体制整備 | 国の方針に基づき対象となる市職員への特定接種を実施 | | | |
| | 住民接種 | ・住民接種の実施体制整備 予防接種に係る広域連携体制の確立 | ・住民接種の準備開始 ・予防接種の優先順位等を市民へ周知 | ・市民への新臨時接種を実施 ・ 緊 市民への臨時接種を実施 ・予防接種の優先順位等を市民へ周知 | | |
| 5 住民生活及び経済の安定の確保 | 要援護者支援 | 要援護者支援手続きの検討 | 要援護者への情報提供 | 要援護者への支援実施 | | 流行の第二波に備えて体制の再構築を検討 |
| | 埋火葬対策 | まん延時の火葬体制の検討 | 火葬体制の決定・準備 | 火葬等の体制強化 | | |
| | 物資の適正流通 | 通常の流通体制 | 生活関連物資等の買占め、売惜しみ対応(市民や事業者への呼びかけ)実施 緊 生活関連物資等の価格安定措置(調査・監視、事業者等への便乗値上げ防止の要請等)の実施 緊 市民への情報提供、相談窓口等の生活関連への拡充 | | | |